

事業者の皆様へ

職場の受動喫煙防止対策説明会開催のお知らせ (厚生労働省委託事業)

株式会社インターリスク総研
(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会茨城支部
茨城労働局 労働基準部 健康安全課

労働安全衛生法が改正され、職場の受動喫煙防止対策が事業者の努力義務となります

平成 26 年 6 月 25 日に「労働安全衛生法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 82 号)が公布され、平成 27 年 6 月までに「労働者の受動喫煙を防止するため、事業者及び事業場の実情に応じた措置」が事業者の努力義務となります。

今後は、各々の事業場の実態把握とその結果に基づき実行可能な措置のうち最も効果的な措置を講ずるよう努力することが求められてきます。

厚生労働省では、受動喫煙防止対策に取り組む事業者に対して各種の支援事業を実施しています。

このたび、その一環として労働安全衛生法の一部を改正する法律の内容を含む「職場の受動喫煙防止対策」について、事業場の経営者、人事・労務・安全衛生担当者の理解を図るとともに、その進め方を提案するための「説明会」を下記により開催することといたしましたので、ふるって御参加いただきますようご案内申し上げます。

なお、本説明会は厚生労働省から業務委託を受けた(株)インターリスク総研が(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会茨城支部の全面的な協力を得て実施します。御参加の申し込みは、平成 26 年 11 月 14 日(金曜日)までに(別紙)受動喫煙防止対策説明会申込兼受付書によりコンサルタント会 茨城支部 事務局までお申込ください。

記

1. 説明会開催日：平成 26 年 11 月 21 日(金曜日) 13 時 30 分～16 時 30 分
受付(13 時 00 分～)
2. 説明会会場：茨城県立県民文化センター 集会室 8 号(分館 1 階)
水戸市千波町東久保 697 番地 Tel：029-241-1166
駐車場は有料です。
3. 説明会参加対象者：事業場の経営者、人事・労務・安全衛生担当者
4. 説明会の参加費：無料です。(先着 100 名様)
5. 説明会の内容
 - I：受動喫煙による健康障害への有害性について
 - II：職場における受動喫煙防止対策に関する推進体制等(ソフト面対策)及び施設整備等(ハード面対策)について
 - III：職場の受動喫煙防止対策に関する規制の現状と今後の展望、受動喫煙防止対策に関する支援制度等の行政取り組みについて
 - IV：受動喫煙防止対策に取り組んだ事業場における好事例の紹介
 - V：質疑応答

お申込は、裏面の申込書を FAX・メール等にて送付して下さい。

受付番号 _____

受動喫煙防止対策説明会申込兼受付書

参加者登録情報

FAX 029-873-9779

フリガナ お名前			
フリガナ 所属会社		役職	
住 所	〒		
TEL		FAX	

説明会参加申込による個人情報、本説明会以外には利用いたしません。

申込締切り 平成 26 年 11 月 14 日 (金曜日)

1. 説明会開催日 : 平成 26 年 11 月 21 日 (金曜日) 13 時 30 分より
2. 説明会会場 : 茨城県立県民文化センター 集会室 8 号 (分館 1 階)
水戸市千波町東久保 697 番地 Tel : 029-241-1166
駐車場は有料です。
3. 申込先 (一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会 茨城支部事務局
住所 : 〒300-1254 つくば市宝陽台 24-3
西原労働安全コンサルタント事務所内
TEL : 029-873-9779 (Fax 兼用)
E-mail : jashcon_ibaraki@zb.wakwak.com

電話、FAX、メールなどで申込願います。